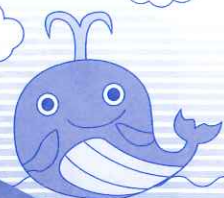


愛称

ハンドル共済

自動車事故費用共済



ハンドル共済の特色

- 1 万一の自動車事故の場合、共済金は契約者であるあなたにお支払いします。
- 2 お支払は迅速です。必要な費用・・・香典供花料、葬儀費用、相手側への誠意を示すお見舞金などの出費にお役立ていただけます。
- 3 運転者の年齢、性別に関係なく車種ごとに共済掛金は同じです。
- 4 事業者の場合は、共済掛金は全て損金処理ができます。
- 5 共済金は、一度雑収入計上し、支出は企業の経費として支払うことが出来ます。

こんな時こんなお支払をします

● 出会い頭の事故を起こして

相手1名(運転者)30日、自分が20日通院した。
相手の車両に20,000円以上の損害があった。
自分の車両に30,000円以上の損害があった。
①(自分) 2,250円×20日=45,000円(定額払)
②(相手) 2,250円×30日=67,500円 入通院臨時費用
30,000円+37,500円を限度として負担した実費
③(対物) 30,000円
④(車両事故共済金) 30,000円
45,000円①+60,000円(③+④)+30,000円(⑤入通院臨時費用共済金)+{37,500円(②-⑤)を限度として負担した実費}を契約者にお支払します

● 歩行者をはねて死亡事故を起こして

相手が死亡した
死亡臨時費用共済金 300,000円① + {2,700,000円(3,000,000円-①)を限度として負担した実費}を契約者にお支払します

● 契約車両が当て逃げされて

当て逃げされた自分の車両に30,000円以上の損害があった
(車両事故共済金) 30,000円
30,000円を契約者にお支払します

● 自分が追突されて(契約者に過失がない場合)

自分が20日通院、相手1名(運転手)が死亡した。
①(自分)入通院共済金 2,250円×20日=45,000円(定額払)
②(相手)お支払できません
45,000円を契約者にお支払します。

● 衝突・接触する事故を起こした時(対物)

電柱やガードレールに接触・衝突し破損する事故でぶつかった物に対して20,000円以上の損害があった。
自分の車両に30,000円以上の損害があった。
①(対物) 30,000円
②(車両事故共済金) 30,000円
60,000円(①+②)を契約者にお支払します

ロードサービス (300万円コースに自動付帯)

- いざという時、全国どこへでも！車のトラブルを安心サポート
ドライブ中のガス欠や故障、事故に巻き込まれた際のレッカー手配や帰宅手段など、車を運転する人は「もしも」の事態を予測しておきたいものです。ハンドル共済のロードサービスは急なトラブルが発生した場合に、全国どこへでもかけつけるサービスです。
- 外出先での故障時緊急修理サービス
日常よくあるこんな故障を無料サービス(30分程度の作業内容)
キーとじ込み(鍵開け)・パンク(スペアタイヤ交換)・バッテリー上がり(点検、ジャンピング)・ガス欠・冷却水補充・ボルトの締め付け・各種バルブ、ヒューズ取り替え・サイドブレーキの固着・各種オイル漏れ点検、補充等
- レッカー駆け付けサービス
事故・故障サービス(牽引15kmまで無料) 落輪引き上げサービス(落差1.5mまで)
※自宅(自社)駐車場及び契約駐車場での自力走行
不能もサービス対象
- 宿泊・帰宅・搬送サービス
事故・故障により自力走行不能が条件

秋田県火災共済協同組合

〒010-0923 秋田市旭北錦町1番47号
電話 018(864) 3 3 2 0

ドライバーのみなさん、もしもの時、自動車保険に入っているから安心と思っていませんか？

もし、あなたが人身事故を起こしてしまったら・・・

お見舞費用や香典料など多額の自己負担が必要になる場合があります。相手側に対する道義的責任（誠意）についての補償は自動車保険では必ずしも十分とはいえません。

ハンドル共済は、あなたの経済的負担を幅広くサポートし、またロードサービスが自動付帯された制度です。

補償内容(300万円コースの場合)

主 契 約	基 本 補 償	
	負傷者が契約者側の場合	負傷者が相手側の場合
	死亡共済金(※)	300万円
	後遺障害共済金(※) (後遺障害級別表による)	12～300万円
	入通院共済金	一人あたり 入院日額 4,500円 通院日額 2,250円 (日額最高18,000円 365日限度)
	特 約 補 償	
	車両事故共済金特約	1共済期間内に1回 30,000円(自車の損害額が30,000円以上の場合)
	対物事故共済金特約	1共済期間内に1回 30,000円(相手車の損害額が20,000円以上の場合)

※事故の日から180日以内に死亡・後遺障害が生じたとき

車種別共済掛金(300万円コースの場合)

車 種	補償内容	主 契 約		対物事故共済金特約付	
		年 払	月 払	年 払	月 払
自家用乗用自動車		11,100円	1,110円	12,100円	1,210円
自家用軽乗用自動車		6,600円	660円	7,600円	760円
自家用普通貨物自動車(2t超)		18,600円	1,860円	19,600円	1,960円
自家用普通貨物自動車(2t以下)		15,600円	1,560円	16,600円	1,660円
自家用小型貨物自動車		11,100円	1,110円	12,100円	1,210円
自家用軽貨物自動車		6,600円	660円	7,600円	760円

自動車事故費用共済ご契約にあたってのご注意

共済期間について

共済期間は1年とし、責任の始期は次のとおりです。
年払・・・初回共済掛金を払い込んだ日の午後4時より始まります。
月払・・・初回共済掛金を払い込んだ翌月1日の午後4時より始まります。

運転者の範囲は

個人でご契約の場合
①共済契約者 ②共済契約者の同居の親族 ③左記以外の届出運転者(2名まで)
個人事業所(屋号記載)契約の場合
①共済契約者 ②共済契約者の同居の親族 ③共済契約者が雇用する者 ④左記以外の届出運転者(2名まで)
法人でご契約の場合
①共済契約者(理事、取締役など) ②共済契約者が雇用する者 ③左記以外の届出運転者(2名まで)

出資金について

秋田県火災共済は、中小企業の皆様のための協同組合です。初めて秋田県火災共済の共済にご加入いただく場合は200円の出資金をお預りいたします。

お支払できない主な場合

(主契約・特約)

1. 運転者や被害を被った者の故意
2. 共済契約者(共済契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関とします。)または共済金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関とします。)の故意または重大な過失。ただし、その者が共済金の一部の受取人である場合には、共済金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限ります。
3. 運転者が法令に定められた運転資格を持たないで被共済自動車を運転している場合、道路交通法(昭和35年法律105号)第65条(酒気帯び運転等の禁止)第1項の規定に違反した酒気帯び運転もしくはこれに相当する状態で被共済自動車を運転している場合、または麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で被共済自動車を運転している場合に生じた共済契約者側の被害
4. 運転者の競争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた被害
5. 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
6. 台風もしくは高潮または洪水
7. 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。)

8. 核燃料物質(使用済燃料を含みます。)もしくは核燃料物質によって汚染された物(原子核分裂生成物を含みます。)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
9. 5から8までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
10. 8以外の放射線照射または放射能汚染
11. 次の①から③までのいずれかに該当する間に生じた前条の被共済自動車の事故による共済契約者の損害に対しては、共済金を支払いません。
① 運転者が被共済自動車を用いて競技等(注)をしている間
② 運転者が被共済自動車を用いて競技等(注)を行うことを目的とする場所において、競技等(注)に準ずる方法・態様により被共済自動車を使用している間
③ 運転者が、法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、被共済自動車を用いて競技等(注)をしている間または競技等(注)に準ずる方法・態様により被共済自動車を使用している間

(注) 次のア、またはイ、のいずれかのことを行うことをいいます。

- ア. 競技、競争もしくは興行またはそれらのための練習
イ. 性能試験を目的とする運転または操縦

12. 当組合は、被害を被った者が頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」をいいます。)、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的見解(理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。)のないものに対しては、その症状の原因がいかんときでも、共済金を支払いません。
13. 共済契約者が被共済自動車の譲渡のほか、登録番号または車両番号、用途、車種もしくは車台番号の変更を届出なかった場合
14. 共済契約者または被共済自動車の運行管理者が、被共済自動車を常に安全運転しう状態に整備し、かつ、官庁の検査を受けることを怠った場合

(車両事故共済金特約(自動付帯))

1. 被共済自動車に存在する欠陥、摩滅、腐し、およびその他自然の消耗
2. 故障損害(然る事故に直接起因しない被共済自動車の電気的または機械的損害をいいます。)
3. 被共済自動車から取りはずされて車上にない部分品または付属品に生じた損害
4. 付属品のうち被共済自動車に定着されていないものに生じた損害。ただし、被共済自動車の他の部分と同時に損害を被った場合または火災によって損害が生じた場合を除きます。
5. 被共済自動車のタイヤ(チューブを含みます。)に生じた損害。ただし、被共済自動車の他の部分と同時に損害を被った場合または火災もしくは盗難によって損害が生じた場合を除きます。
6. 法令等によって禁止されている改造を行った部分品および付属品に生じた損害

お申込手続は簡単です

1. ご加入の申込は、申込書に車のナンバー等必要事項をご記入・ご捺印の上ご提出下さい。
2. 共済掛金と出資金(一口200円)をお申込書に添えてご提出下さい

補償開始は次のとおりです

- ・年払・・・初回共済掛金払込日の午後4時より始まります。
- ・月払・・・初回共済掛金払込日の翌月1日午後4時より始まります。

クーリングオフについて

クーリングオフ(ご契約のお申込の撤回)は、共済期間が1年以下のものに関しては対象外になります。自動車事故費用共済は、共済期間が1年となっており、クーリングオフの対象外となりますのでご注意ください。詳しくは「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」を必ずご覧下さい。

このパンフレットは自動車事故費用共済の概要を説明したものです。共済契約のご加入に際して、ご提供いただく個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律を遵守するとともにその安全管理に努めます。詳しくは「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」を必ずご覧下さい。

●お問い合わせ
お申込みは・・・

秋田県火災共済協同組合

●代理所